

平成29年度 事業計画

廃棄物及び建設残土等の適正な処理を推進し、県民の生活環境の保全と県内産業の健全な発展に寄与し、社会の発展に資するため、次の事業を推進する。

1 廃棄物埋立処分事業

(1) 沖洲処分場

- ① 処分場の早期廃止に向けて、関係機関と協議を行いながら廃止に必要な施設整備の準備を進める。
- ② 保有水、発生ガス等に係る調査を実施し、生活環境の保全に対する監視を継続する。
- ③ 水処理施設については、処理能力の維持に努め、安定した保有水の処理を行う。
- ④ 水質調査については、原水及び処理水並びに周辺海域の調査を実施する。

(2) 橋処分場

- ① 一般廃棄物については1市4町から、産業廃棄物は県内全域から、建設残土については県南部地域から、浚渫土砂は橋港、中島港、富岡港から受入れる。受入れに当たっては受入基準を遵守し適正な管理に努める。
- ② 「地方創生・経営健全化計画」に基づき、これまでの経営改善計画による改善の成果を踏まえ、持続的な経営の健全化を着実に推進する。
- ③ 一般廃棄物受入れの減少及び施設の老朽化が進行する中で、計画的な修繕や更新など、適切な維持管理を実施するとともに、主要施設の老朽化に伴う大規模修繕や自然災害等に対応するための対策を講ずる。
- ④ 水処理施設については、適切な維持管理に努め、安定した余水の処理を行う。
- ⑤ 水質調査については、原水及び処理水並びに周辺海域の調査を実施する。

(3) 徳島東部処分場

- ① 一般廃棄物については4市8町村（旧鴨島町を除く）から、産業廃棄物は7市12町村、建設残土は県内全域から、浚渫土砂は徳島小松島港、今切港、栗津港及び撫養港から受入れる。受入れに当たっては、受入基準を遵守し適正な管理に努める。
- ② 「地方創生・経営健全化計画」に基づき、これまでの経営改善計画による改善の成果を踏まえ、持続的な経営の健全化を着実に推進する。
- ③ 一般廃棄物受入れの減少及び施設の老朽化が進行する中で、計画的な修繕や更新など、適切な維持管理を実施するとともに、主要施設の老朽化に伴う大規模修繕や自然災害等に対応するための対策を講ずる。

- ④ 廃プラスチック類前処理施設については、設備の点検と修繕、更新などを行い、適正な運転管理に努める。
- ⑤ 水処理施設については、適切な維持管理に努め、安定した余水の処理を行う。
- ⑥ 水質調査については、原水及び処理水並びに周辺海域の調査を実施する。
- ⑦ 中池の環境保全対策を継続的に実施し、層別水質調査の定期実施、水質の管理対策等を講ずる。
- ⑧ 南池埋立の進捗状況を考慮し、適切な水管理に資するため、引き続き集排水設備を実施するとともに、場内の舗装新設を行う。

2 公益活動

(1) 廃棄物適正処理推進事業助成

廃棄物の適正な処理を推進することにより、県民の生活環境の保全等を図るため、次の事業に対して補助金を交付する。

① ゴミゼロ推進事業

市町村が行う廃棄物の減量化等推進事業、環境教育・学習推進事業、その他の事業のうち、「第四期徳島県廃棄物処理計画」の推進に資する事業（ハード整備を除く）。

② 災害廃棄物処理計画策定事業

災害によって発生した廃棄物の処理の迅速化等を図るために、市町村が新たに災害廃棄物処理計画を策定、又は改訂する事業。

③ 地域環境美化活動事業

NPO法人やボランティア団体等が実施する、不法投棄等の除去活動又は地域の環境美化活動のうち、50名以上の県民が参加し、市町村から推薦があるなど一定の要件を満たす事業。

(2) 情報公開の推進

廃棄物の処理に関する情報公開等について、引き続きホームページの活用などにより積極的に行う。

3 その他

(1) 公益目的支出計画の実施

一般財団法人への移行に伴う公益目的支出計画については、その確実な執行が求められており、引き続き、同計画に従い、実施事業である「陸上建設残土等の処理に関する事業」「沖洲廃棄物最終処分場事業」「廃棄物適正処理推進事業助成」を行う。